

## 工場製作を伴う工事の技術者について

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を伴う工事に配置する技術者については、次のとおりとします。

### (1) 工場製作のみが稼働している期間の配置技術者について

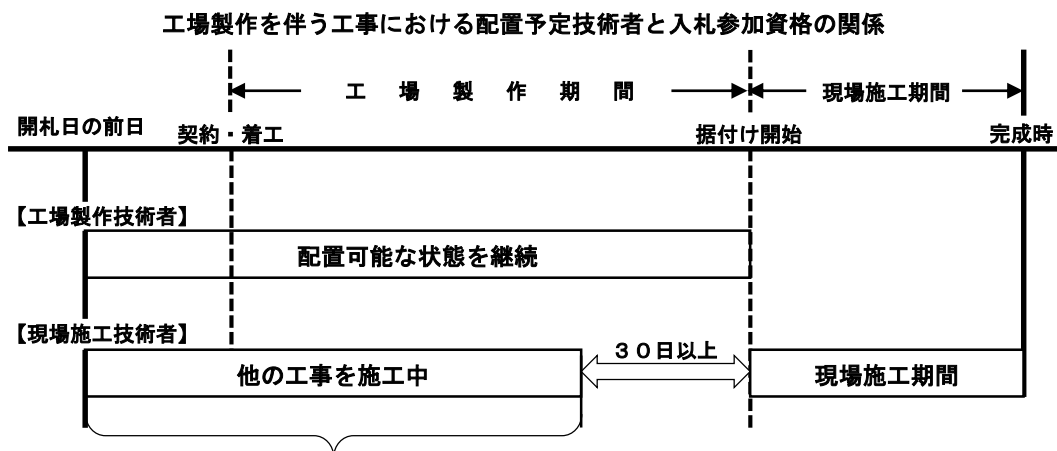
橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

### (2) 現場施工期間の配置技術者について

橋梁、ポンプ、ゲート等の工事で工場製作と現場施工を同一工事で行う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する時点において技術者が交代しても支障が無いと認められる場合は、技術者の交代を認める。ただし、開札日の前日において、本組合発注工事の現場施工時に配置を予定する技術者が他の工事を施工中である場合は、次の要件を満たす場合に限る。

① 施工中の他工事が本市発注工事の現場施工開始の日以前30日以上前に竣工すること

② 配置予定技術者が本市発注工事に必ず配置することについての誓約書を提出すること



現場施工技術者が他の工事を施工中であっても、現場据付け開始の日以前30日以上前に竣工し、誓約書を提出する場合に限り、入札参加を認める。

